土浦市老人日常生活用具給付事業への協力について(お願い)

「土浦市老人日常生活用具給付券」をご持参された方については、次のとおりお取扱いくださるようお願いします。

- 1 土浦市では、高齢者の日常生活支援のため、日常生活用具給付事業を実施しています。
- 2 給付する用具は、「給付券」の「給付する用具の種目」に記載されている 用具です。
- 3 ご本人様から運転免許証や保険証等を提示してもらい、「給付券」の「受給者」に記載されている氏名・住所と合致しているか確認して下さい。代理人の場合は、委任状が必要です。委任状の氏名・住所と合致しているか確認してください。※委任状は給付券と一緒に市へご提出いただきます。
- 4 給付限度額は、「給付券」の「給付限度額」に記載されている金額です。
- 5 給付する用具の中で、ご本人が希望する商品を納入して下さい。「給付券」 下部の受給者欄に、受け取った方の署名等がされていることを確認してく ださい。
- 6 代金はご本人ではなく、後日市に請求書を送付して下さい。その際は給付券・支払った金額が分かるもの(領収書のコピー等)・委任状(代理人の場合)も同封して下さい。
 - ※市に請求できる金額は、「給付限度額」以内のため、不足が発生する場合 はご本人に差額を請求して下さい。
 - ※価格が「給付限度額」以下の場合は、請求額は価格と同額としてください。
 - (例) 給付限度額が 5,000 円だが、用具の価格が 4,000 円の場合 →市に対する請求額は 4,000 円とする。

ご不明な点がありましたら、下記までお問い合わせください。

問合せ先

土浦市高齢福祉課 土浦市大和町 9-1 ☎029-826-1111 (内線 2479)